



臨時特別給付金の申請を受付中です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

※すでに「令和3年度住民税非課税世帯の給付金または家計急変世帯に対する給付金を受給している世帯」は、支給対象外となります。

●対象となる世帯

①令和3年度住民税が課税の世帯で令和4年度住民税（均等割）が非課税となった世帯

基準日（令和4年6月1日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）

・対象となる世帯には、7月下旬より順次「確認書」を送付しています。

※確認書が届かない場合は対象となりません（課税者に扶養されているなど）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和3年12月10日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）

・対象となる世帯には、確認書をすでに送付し、給付金を支給しています。

※まだ、提出されていない世帯の方は、速やかに確認書を返信してください。

③家計急変世帯

①・②以外の世帯のうち、令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当の事情にあると認められる世帯

※①～③について、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

●給付額 1世帯あたり10万円（口座振込により支給）

●申請方法

①・②住民税（均等割）非課税世帯：対象の世帯に向けて既にご送付しております「確認書」の内容をご確認いただき、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

※「確認書」を紛失された世帯の方は福祉課までご連絡ください。

③家計急変世帯：9月30日（金）まで（当日消印有効）

「申請書」、「簡易な収入見込額の申立書」および次の必要書類を添付のうえ提出してください。

○本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ○通帳等の写し

○収入がわかる書類の写し（給与明細書、年金振込通知書等）

※「申請書」等が必要な方は、町ホームページからダウンロード願います。

【詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課に問合せ願います】

～本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください！！～

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



ハチにご注意！！

この時期は、スズメバチ等の活動が活発になり、巣を作り始めます。特に、スズメバチに刺されると命を落とす危険性もあるので、家の周り（軒下）をこまめに確認し、十分注意してください。町では、個人の敷地に作られたハチの巣の処理を行っていませんので、ハチの巣処理業者に直接連絡してください。

【ハチの巣処理業者】

古垣建設（株） ☎22-5578

（株）北日本消毒 ☎0134-29-3143

※料金は処理業者に確認してください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118